

依存症対策部会について

資料2

設置根拠・目的

- 東京都地方精神保健福祉審議会条例第六条に基づき設置（委員は同審議会委員より選出）
- 依存症対策を推進するために必要な事案について検討を行う

検討議題の選定

- ① 依存症をとらまく社会情勢、関係機関の動向等を踏まえ、検討が必要な議題を整理
- ② 整理した検討議題については、**東京都地方精神保健福祉審議会の審議を実施**
- ③ 審議を経た議題について、**依存症対策部会を開催し検討を進めていく**

国等の動向

- 国はアルコール、ギャンブル等依存症に関する法や計画を整備するとともに、**都道府県に対しても計画策定の努力義務を定めている**

- その他、依存症に関する相談の拠点や適切な医療を受けるようにするための**専門医療機関及び治療拠点機関の選定**、**地域の関係機関の連携強化**等を都道府県等に対して求めている

※他の自治体においても計画の策定や、依存症の相談拠点、専門医療機関等の選定の取組が進められている

都の状況

- 計画の策定
・平成31年3月に「東京都アルコール健康障害対策推進計画」策定
・都のギャンブル等依存症対策推進計画の策定に向けた検討を予定
- 相談の拠点
・都立（総合）精神保健福祉センターを都の依存症相談拠点に設定（平成31年4月）
- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定
・地域の関係機関の連携強化
・令和元年12月に「東京都依存症関連機関連携会議」を開催

- 今後は依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようになりますため、専門医療機関及び治療拠点機関の選定を行っていくことが必要
- **令和元年12月18日開催の東京都地方精神保健福祉審議会において、依存症対策部会の設置及び依存症専門医療機関・治療拠点機関の選定を議題とすることについて審議を実施**

« 令和2年度の検討議題（予定） »

- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準等に関すること（令和2年10月書面開催）
- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定（令和2年度末頃を予定）